

## 徳島県規則第二十九号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

### 徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第十一条中「ところにより」を「ものその他会計管理者が必要と認めるものについては」に、「書類」を「書類その他会計管理者又は麻<sup>か</sup>出納員が必要と認める書類」に改める。

第十二条第一項中「上席の」を削り、同項ただし書中「もとに、所属長」を「下に、課等又は麻<sup>か</sup>の長」に改め、同条第四項中「前各項」を「前各項の規定」に、「ときは、速やかに当該所属課麻<sup>か</sup>長を経由し、かつ、事務委任の順序に従つて」を「場合において、会計管理者が必要と認めるときは、引継ぎを受けた者は、速やかにその者が所属する課等又は麻<sup>か</sup>の長を経由して」に改める。

第十五条中「その必要がないと認めるとき」を「定める歳入について」に改める。

第十六条第三項中「又は」を「若しくは」に、「もの」を「もの又は歳入徴収権者が特に必要と認めたもの」に改める。

第十八条第一項ただし書中「特別」を「収納した歳入の額が少額である場合その他会計管理者が定める特別」に改める。

第十九条第一項中「この条」を「この条及び第三十条」に改め、同条第一号中「種類」を「内容」に改める。

第二十一条第一項第一号中「範囲」を「内容」に改める。

第二十一条の三中「した」を「する」に改める。

第二十七条第十四号中「に在る債権者に対して支払う」を「の通貨により支払をしななければならない経費その他の口座振替の方法による支出ができない」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、自動口座振替の方法により支払う経費

第二十七条の四第一項中「（様式第三十号）」を削る。

第三十条に次の一号を加える。

四 指定納付受託者が納付する歳入等に係る手数料 当該指定納付受託者が納付する歳入等

第四十三条第一項第一号中「範囲」を「内容」に改める。

第四十四条の二第一項中「職員の旅費に関する条例施行規則（昭和三十五年徳島県規則第五十一号）別記様式による旅行命令簿兼旅費請求書」を「職員の旅費に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第九号）に定める請求書」に、「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に、「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に改め、同条第二項中「徳島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して」を削り、「旅行命令簿兼旅費請求書の」を「旅費請求書の」に改め、「を行うとき」を削り、「ものとする」を「ことができる」に改め、後段を削る。

別表第七の一の表に次のように加える。

指定納付受託者との契約

契約を締結しようとするとき。

別表第八その一の表8の項中「旅行命令簿兼旅費請求書」を「旅費請求書」に改め、「赴任証明書及び」を削り、同表その二の表3の項中「請求書」を「支出原因が過年度であること及び支出を要する額が確認できる書類」に改める。

様式目次中 「様式第二十八号及び様式第二十九号 削除」を「様式第二十八号から様式第三十号 資金前渡金引継書」に改める。

第三十号まで 削除」に改める。

様式第十二号中「~~あ~~を削り、同様式の備考中「~~、~~」を「~~、~~」に改め、同備考3中「~~あ~~」を「~~あ~~」に改める。

様式第十六号の三中「~~あ~~」を削り、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

様式第二十八号から様式第三十号までを次のように改める。

**様式第28号から様式第30号まで 削除**

様式第五十五号中「~~あ~~」を削り、「~~、~~」を「~~、~~」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県会計規則の様式に相当する改正前の徳島県会計規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。